

自己負担額と助成金上限額表

《令和8年度接種分》

予防接種の種類 (接種期間)	自己負担額	助成金上限額		法律で定められた対象者		
		4月～5月接種分	6月～3月接種分			
高齢者肺炎球菌 (65歳誕生日前日～66歳誕生日前日)	一般	昭和36年4月1日以前生まれの方	4,000円	7,711円	7,733円	接種当日に満65歳の方
		昭和36年4月2日以降生まれの方	5,500円	6,211円	6,233円	
	免除	0円		11,711円	11,733円	
带状疱疹 (当該年4月1日～翌年3月31日)	一般	生ワクチン(ビケン)を接種された方	4,000円	4,851円	4,873円	当該年度期間中に、65歳になる方、経過措置70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
		組換えワクチン(シングリックス)を接種された方	11,000円	11,051円	11,073円	
	免除	生ワクチン(ビケン)を接種された方	0円	8,851円	8,873円	
		組換えワクチン(シングリックス)を接種された方	0円	22,051円	22,073円	
高齢者インフルエンザ (当該年10月1日～翌年1月31日)	一般	未定		未定		接種当日に満65歳以上の方(当該年12月31日時点で満65歳以上の方が対象)
	免除	未定		未定		
新型コロナウイルス感染症 (当該年10月1日～翌年3月31日)	一般	未定		未定		接種当日に満65歳以上の方
	免除	未定		未定		

※接種当日に満60～64歳で、かつ、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当の方(带状疱疹はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当の方のみ)は、接種申し込みをすることで予防接種の対象者となります

※自己負担が免除となる方は、生活保護を受給している方、または、中国残留邦人等の支援給付を受給している方となります。

《令和7年度接種分》

予防接種の種類 (接種期間)	自己負担額	助成金上限額	法律で定められた対象者		
高齢者肺炎球菌 (65歳誕生日前日～66歳誕生日前日)	一般	昭和35年4月1日以前生まれの方	1,500円	7,025円	接種当日に満65歳の方
		昭和35年4月2日以降生まれの方	4,000円	4,525円	
	免除	0円		8,525円	
带状疱疹 (当該年4月1日～翌年3月31日)	一般	生ワクチン(ビケン)を接種された方	4,000円	4,851円	当該年度期間中に、65歳になる方、経過措置70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方(令和7年度は100歳以上も含む)
		組換えワクチン(シングリックス)を接種された方	11,000円	11,051円	
	免除	生ワクチン(ビケン)を接種された方	0円	8,851円	
		組換えワクチン(シングリックス)を接種された方	0円	22,051円	
高齢者インフルエンザ (当該年10月1日～翌年1月31日)	一般	2,500円		2,941円	接種当日に満65歳以上の方(当該年12月31日時点で満65歳以上の方が対象)
	免除	0円		5,441円	
新型コロナウイルス感染症 (当該年10月1日～翌年3月31日)	一般	2,500円		13,091円	接種当日に満65歳以上の方
	免除	0円		15,591円	

※接種当日に満60～64歳で、かつ、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当の方(带状疱疹はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当の方のみ)は、接種申し込みをすることで予防接種の対象者となります

※自己負担が免除となる方は、生活保護を受給している方、または、中国残留邦人等の支援給付を受給している方となります。